



広報誌 M・T

発行 No.	第 15 号
発行日	令和2年3月
発行責任者	秋田県ミニテニス協会
	会長 野中歌子・事務局

「ルールとは」

秋田県ミニテニス協会
副会長 高橋正志

この度、副会長を拝命し、審判部長に就任いたしました高橋。僥越ながら審判部から一言述べさせていただきます。

ルールとは日常的に使用され、線を引くという意味があり、物事を行う上で守るように定められた約束事と言われ、目標にたどり着くためのレールのようなものでありますが、正式な文書においてはルールではなく類語を使用したりした方がよい場面があります。そこで、類語を紹介すると「規則」「きまり」「規定」「規程」「規律」があります。その「規則」は目的の為の行為や事務手続きなどに関して定められた事とされています。ルール＝規則と考えます。

ルールと同時によく用いられる言葉に「マナー」「モラル」「エチケット」があり、「マナー」とは、礼儀作法・礼儀・態度のことを指します。社会の中で、自他ともに心地よく過ごせるように配慮した行為のことを言います。

ミニテニスにおいて大事なことは、大会において相互審判を原則としていますので、審判技術を見に着けていることは、試合に出場する際の大前提となりますが、きちんと審判ができない選手が一部に見受けられます。自分が試合をしている当事者で合って、公正にジャッジをしてもらえないとすれば迷惑であり、不愉快な気持ちを残したまま試合終了となりますので、日頃から正しい知識を身に付けていただきたいと思います。しかしながら、日本ミニテニス協会の規則において気になる箇所がありましたら、県協会もしくは私に連絡お願い致します。

ミニテニスは発展途上のスポーツでありますので、ルールの改訂は多くなりますが(令和元年10月改訂)、昔のルールのまま試合に臨んでいる方が見受けられます。統一された解釈の文章がない事も一つの原因かと思われまますので、競技規則に沿った秋田県のアニュアル作成を考えています。作成にあたりまして皆さんのご意見を宜しく願います。

新年度に向けて

秋田県ミニテニス協会
理事長 佐々木 政人

弥生三月、本来であれば新年度に向けて、気持ち新たに進もうとしている時期ですが、新型コロナウイルスの影響で自粛ムードが漂い、今ひとつ気分が晴れない今日この頃です。

MT大好きな皆様も練習場所が確保できず、ストレスがたまっているかもしれませんが、もう少しの我慢でしょうか。

さて、秋田県協会も設立から12年目に入りました。会員の数はここ数年950名前後で推移しておりますが、言わずと知れた高年齢化が顕著になっております。それに対する対応として大会事業においては年齢区分等の見直しを提案させていただきました。また、各地域での普及活動を図るとともに、審判技術とマナーの向上を目標にしてまいりたいと考えております。

コロナウイルスの終息を願い、2020年も生涯スポーツミニテニスを目一杯楽しみましょう。協力運営に皆様からのご支援、ご協力をお願い致します。